

京都市ペット霊園対策検討審議会における審議事項について

1 条例の目的

- (1) 保護法益
快適な住環境の保持，公衆衛生の維持向上，風致景観の保全 など
- (2) 規制の対象
墳墓，納骨堂，火葬施設，移動火葬車，葬儀場 など

2 規制のあり方

規制の対象ごとに，これにふさわしい規制のあり方を検討する。

- (1) 立地規制
距離制限（特定の施設等から隔離），地域指定（用途地域等に基づく制限）など，適切な規制の方法を検討する。
また，距離制限における隔離すべき距離，地域指定における指定の範囲など，規制に当たっての課題について，検討する。
- (2) 業規制
事業の適正な実施を図るため，必要とされる規制の内容を検討する。
- (3) 設備規制
施設・設備の構造，機能，形状など，適切な規制の方法と基準を検討する。

3 手続

- (1) 許可申請前の事前協議等
周辺住民との調整を図るため，標識の設置や住民説明会の実施など，許可申請前の手続について，検討する。
- (2) 規制遵守を担保するための措置
履行確認のための報告聴取や立入調査の権限付与，違反に対する是正措置や罰則の是非などについて，検討する。

4 既存施設の取扱い等

- (1) 「既存施設」の定義
規制直前の「駆け込み」事案も考えられるため，どのような状態を「既存」とするのかなどについて，検討する。
- (2) 規制適用の可否
遡及適用は困難であるが，いわゆる「既存不適合」の取扱いを行うのか，また，規制になじむ施設となるようどのように指導していくのかなどについて検討する。